

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 6 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 8 年 8 月 18 日（火）			
開 会		令和 8 年 8 月 25 日（火） 午前 9 時 30 分			
閉 会		令和 8 年 8 月 25 日（火） 午前 10 時 45 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員（13 名中 13 名出席、0 名欠席）					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	-	-
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員（9 名中 8 名出席、1 名欠席）					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	欠 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1・月輪	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		6 番	吉 田 利 好	7 番	齋 藤 美 津 子

第 6 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 23 号	農地法第 5 条事業計画変更申請について
日程第 3	議案第 24 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 25 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和 8 年第 6 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、農地利用最適化推進委員ですが、上福田地区担当小久保推進委員さんより欠席届が提出されておりますのでご報告させていただきます。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。北堀会長よりお願いいたします。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和 8 年第 6 回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。7 月 24 日の総会後に行われた暑気払いには大勢の方のご参加いただき大変ありがとうございます。また、8 月 5 日には、令和 8 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に多数の参加をいただきましてありがとうございました。本庄市の事例発表もありましたが、この研修を通して滑川町にも役に立つことがあれば、導入して行きたいと思いますが、よろしくお願いいたします。本日提案された議案の慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきますが、滑川町農業委員会会議規則第 4 条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13 名中 13 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 8 年滑川町農業委員会第 6 回の総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 8 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進

委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号6番吉田利好委員、議席番号7番齋藤美津子委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第23号「農地法第5条事業計画変更申請について」を議題と致しますが、こちらの議案は、議案第24号「農地法第5条（知事）について」の番号4に付随する議案となるため、合わせての説明ならびに、一括での審議としたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号「農地法第5条事業計画変更申請」についてならびに農地法第5条許可議案第24号番号4を一括で説明させていただきます。今月の申請件数は1件、合計面積2,382㎡の変更申請が審査対象となります。議案書は1頁と3頁、図面は議案第24号資料4－①から②と記載されているものをご確認下さい。番号1、申請地は、4筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、627㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農業振興地域外の農地、818㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農業振興地域外の農地、819㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農業振興地域外の農地、118㎡、4筆合計2,382㎡です。農地の区分は、〇〇〇から300m以内の農地であるため、第3種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、〇〇〇市〇〇〇

町×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇町×××、株式会社□□□代表取締役□□□様です。申請事由ですが、本申請につきまして、令和7年8月21日に一度、分譲住宅建築で農地転用の許可を取っております。その時の譲受人である□□□様が事業を実施することが困難となったため、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請と農地法第5条第1項の規定による許可申請の同時申請により事業計画者を譲受人である株式会社□□□代表取締役□□□様に変更して、売買により所有権を移転し、分譲住宅13棟の建築を目的とする転用となります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

5 番 4班班長5番の大嶋です。現地調査の結果につきまして報告いたします。8月18日、火曜日、午前7時30分より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、担当委員であります飯塚委員に説明をお願いいたします。

2 番 4班2番飯塚です。担当委員として説明いたします。申請地は、〇〇〇から×××号線を東に向かい、×××mぐらい行った右側にあります。本申請は、令和7年8月21日に一度、分譲住宅13棟で、農地転用の許可をとっております。□□□氏が事業を実施することが困難になったため、農地法5条規定による許可後の計画変更申請と転用許可の申請となります。申請書に、資金調達計画書、見積書、取締役会議事録が添付されており、資金調達計画書には、自己資金で計画されているようです。見積書は明細が示されており、取締役会議事録には、申請地を買い受け、分譲住宅、建設する件について、出席者全員の賛同を受けたとあります。理由書がありますので、読ませていただきます。申請地は〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇の該当する番地です。開発面積は4,780.40㎡、農地転用面積が2,382㎡、分譲住宅13棟の計画です。当社は、〇

〇〇市内で昭和 54 年に□□□として設立し、平成 18 年に社名を株式会社□□□に変更して現在に至ります。埼玉県内を中心に、建売分譲住宅業を業に業務を拡張し、累計 1,300 棟を超えるまでに成長して参りました。滑川町周辺にも、数年前から分譲住宅ユーザーに提供しており、新たな分譲計画地を探しております。候補地として、1、〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番、他 2 筆、数人の地権者の同意が得られず断念。2、〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番×××、他 3 筆、豪雨に雨水排水が出来ず、雨水が貯留する過去があり、住宅としての分譲は困難と考え断念。3、〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番、他 9 筆。3 候補地の中から No.3 の候補地について□□□氏より土地を斡旋され、検討した結果、令和 7 年 11 月に売買契約を結びました。事業計画地は、都市計画法 34 条 11 号の区域に該当し建売分譲が可能です。周辺に大きな農地等もなく、事業計画が農地に影響を及ぼすことは考えにくく、市街地近郊に近く、区域内道路を整備することにより、これらのインフラ施設への接続利用が可能です。また、〇〇〇駅から×××m と近く、通勤、通学、買い物等の居住環境に恵まれた土地です。また、既に開発許可および農地法第 5 条の許可も得ており、事業の承継をしたいと考えております。以上の理由から、良い住環境を整えつつ、ユーザーの希望を満たすことができ、建売分譲住宅を販売するにあたり、価格を抑えることができる最適な土地であると考え申請を行うものです。販売対象者は、埼玉県内および周辺市町村在住の方々を優先する予定です。開発面積は 4,780.40 m²、農地転用面積は 2,382 m²、資金調達計画書、土地売買契約書、残高計証明書が添付されており、事務局で確認済みです。関係機関の許認可は、道路及び下水道管理者への同意済みとなっております。事業者の変更のみとなるため、土地利用計画、造成計画等の変更はないとのことです。調査の結果、計画変更申請と転用申請については問題ないと思われます。以上、審議の方、お願いします。

議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

推進委員 4班〇〇〇地区、推進委員の□□□です。申請地は、□□□駅に近く、農業振興地域外にあり、農地の集積よりも宅地化が進んでいる状況です。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上となります。

議長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(事務局より挙手あり)

議長 事務局、どうぞ。

事務局 追加で説明させていただきます。当初の事業者で計画が実施できなかった理由としまして、情勢変化による許可後の人件費の高騰や原材料価格の高騰により、当初の資金計画では事業を実施するのが困難ということになったので、今回事業者変更して、引き続き分譲住宅 13 棟を計画したいという説明が申請者よりありましたので追加説明させていただきました。

議長 他にありますか。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、議案第 23 号ならびに議案第 24 号番号 4 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 23 号ならびに議案第 24 号番号 4 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 2 議案第 23 号ならびに議案第 24 号番号 4 は以上になります。

議長 日程第 3、議案第 24 号「農地法第 5 条について」を議題と致します。議案第 24 号番号 1 の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 議案第 24 号「農地法第 5 条(知事)について」です。今月の申請件数は 4 件、8,680 m²の転用申請が審査対象となります。それで

は議案書2頁、資料は議案第24号資料1-①から④と記載されているものになります。それでは説明致します。番号1、申請地は、3筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、1,074㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、289㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、205㎡、3筆合計1,568㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇区〇〇〇町×××番×××、□□□株式会社代表取締役□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅10棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 4班班長5番の大嶋です。現地調査の結果につきまして報告いたします。8月18日、火曜、午前7時30分より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。調査につきましては私が担当ですので、続けて説明させていただきます。申請場所は、□□□を出て北に向かい、信号を右折し、□□□をくぐったところを左折し、×××mぐらい行ったところの土地です。本物件につきましては、隣接する土地は既に開発されており、宅地分譲が進んでいる地点の土地です。他に候補地がありましたが、検討している業者、また近くに墓地等があるため、断念いたしました。ここで理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、このたび比企郡滑川町大字〇〇〇地内において専用住宅分譲10棟の建築販売を計画しております。申請地周辺で物件を探しましたが、条件にあった現場がなかなかありませんでした。申請地周辺は閑静な住宅地で、□□□と県道×××号線に比較的交流しやすく、□□□や□□□も比較的近

くにあり、子育て世代を客層と考えており、住宅地として魅力的な土地でありますので、ぜひとも建売住宅を建築販売いたしたく申請をする次第です。何卒ご許可いただけますようよろしくお願いいたします。□□□株式会社代表取締役□□□。町道には、公共下水道が整備されており、添付書類として、土地利用計画図、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書、隣接農地の所有者の同意書などがあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 4班○○○地区、推進委員の□□□です。申請地は、農業振興地域外の場所にあり、宅地化が進んでいる箇所です。現在、保全管理状態で農作物の作付けはされていませんでした。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上です。

議 長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして議案第24号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2を説明させていただきます。同じく議案書は2頁、図面は議案第24号資料2-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は、1筆、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、4,326㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡

人は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町〇〇〇×××番地×××、□□□株式会社代表取締役□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、残土ストックヤードとして利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 4 班班長 5 番の大嶋です。現地調査の結果につきましては、番号 1 で報告した内容と同じです。調査につきましては、私が担当ですので、続けて説明させていただきます。本物件につきましては、建設工事に使用する砕石、砂等の建設資材の保管並びに工事で発生する建設発生土の一時保管、ストックヤードして使用する計画です。ここで理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、①敷地規模および資材置場の必要性について、当社は、〇〇〇町〇〇〇×××番地×××に会社を構え、埼玉県を中心に、東京都、群馬県、栃木県および茨城県において鳶、土木工事等を施工しております。資材置場（残土のストックヤード）敷地として、残土約 4,000 m³が保管可能な敷地面積 4,000 から 5,000 m²程度の平坦および整形地、主要道路からのアクセスが良好で、ダンプトラック等の大型車両通行が容易である道路に面した土地を探しておりました。近年、公共工事および民間工事の受注増加に伴い、重機、車両等および各工事現場から発生する残土や砕石、山砂等一時的に保管するための資材置場が不足している状況です。当社が保有する既存の資材置き場は、会社事務所のすぐ南側に約 627 m²の敷地がありますが、年々保有重機も増加し、資材及び重機の保管（小型の 2 t、4 t ダンプは事務所保管）だけで目一杯であり、残土置場としてのスペースがごくわずかしくなく、近年は土木工事等で発生した残土全てを処分場に搬入している状況です。以上により工事の円滑な施工や、効率的な資材管

理に支障をきたしているとともに、貴重な資源である残土を有効活用するため、新たな資材置場を確保する必要があると考えました。また、新しいストックヤードが完成した後、国土交通省のストックヤード運営事業者登録制度により登録を受けることを検討しています。

②土地選定、当社は〇〇〇町に事務所があることにより、事務所から約5km圏内である〇〇〇町、〇〇〇町、〇〇〇市に絞り、土地を探しておりました。市街化区域の土地選定については、既に住宅整備等により市街地が形成されており、計画の敷地面積を満たす一団の土地の確保が困難なことから断念しました。次に、市街化調整区域での土地選定ですが、〇〇〇町、〇〇〇市については、計画地として条件に見合う土地が見つからず断念しました。また、〇〇〇町については、3ヶ所程度、候補地が見つかったため、交渉を行うこととなりました。候補地1、面積約3,200㎡、候補地2、面積約4,000㎡、候補地3、面積4,300㎡です。候補地1と2は不整形であること、さらに売買価格が折り合わず、交渉が難航し、合意が得られませんでした。候補地3においては交渉を進めた結果、売買価格等の条件に同意に至ったため、候補地3を計画地に決定いたしました。

③計画地（候補地3）の概要、計画地の所在は〇〇〇町〇〇〇×××番地×××の一筆となっています。面積は4,326㎡であり、地目は畑となっていますが、現状は特に耕作地として使用している状況ではなく、手入れされていない荒地となっていました。候補地3は長方形の整形地で、一部法面があるものの平坦地であり、敷地南側が幅員約9.5mの比較的広い町道に面しており、大型車のアクセスも良好と考えられます。残土ストックヤードの計画地として、各種条件に見合っていると考えております。

④土地利用計画、造成計画について、計画地の土地利用計画については、南側が幅員約9.5mの町道に面しているため、そちら側に幅12mの出入口を設置します。残土のストックは、計画地北側とし、堆積高は、2.5m以下、45度以下の法面を形成します。さ

らに敷地境界から5 m以上のクリアランスを確保し、敷地外への影響を及ぼさないようにします。また、敷地境界沿いには高さ3 mの仮囲いを設置し、ほこりの飛散、騒音等を防止します。敷地表面は砂利敷きにより整備し、雨水は浸透させ、敷地外へ流出を防止します。重機置場およびバックホウ、ダンプトラックの積み込みや旋回スペースは敷地南側を利用する計画です。造成計画については、出入口の摺り付けや既存のスロープの撤去程度であり、盛土・切土工事は行わず、現況の基盤のまま利用する計画です。当計画の施工により、農地が分断されることもありません。また、未利用地也没有ありません。上記④で述べたとおり、必要な対策を実施し、周辺農地および周辺環境に影響を及ぼさないよう十分配慮いたします。また、搬入・搬出時間の管理、車両の安全運行、場内整理整頓についても徹底致します。本計画である残土ストックヤードは、地域の建設事業を円滑に進めるために必要不可欠な施設であり、公共工事および民間工事の安定した施工にも寄与すると考えております。以上の理由により、計画地を残土ストックヤードとして利用するため、農地転用許可を申請することにご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。添付書類として、土地利用計画図、造成計画図、資金調達計画書、工事見積書、隣接農地の所有者同意書もあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○地区、推進委員の□□□です。申請地は、□□□に近く、農業振興地域外にあり、農地の集積よりも、宅地化が進んでいる状況です。現在は保全管理状態で、農作物の作付けはされていませんでした。隣接農地は、一筆あり、芝作りをされているようです。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上となります。

議 長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がござい

ましたら挙手をお願いします。

(委員より挙手あり)

- 13 番 13 番農業委員吉田です。申請地は多くの住宅があるところです。住宅が多いと通学路も考えられ、残土ストックヤードになるとダンプ等の重機の出入りがあり危険が生じる事もあると思うが、これについてどのようなになっているのでしょうか。

議 長 事務局に回答を求めます。

事 務 局 ダンプの出入りがある事でその危険性はあるかと思いますが、前面の道路については歩道がありません。前面道路が通学路になっているか教育委員会に確認してみます。通学路がある事で農地転用を規制する事はありませんので出入りを通学時間外に要望するという事になると思われます。また、申請地の西に資材置場が既にあるため、実際には大型車等の通行が行われている場所になります。

議 長 ほかにございますか。(委員より挙手あり) はい、どうぞ。

- 1 番 1 番杉田京子です。旧〇〇〇町のあるところで残土がかなり高く積み上げられている場所があります。申請箇所がそのようにならないとは思いますが、このような事例もあり住宅の多い地域に残土置き場は、心配もあり賛成できないという思いがあります。

議 長 事務局、回答を。

事 務 局 心配されている残土の件ですが、宅地造成及び特定盛土等規制法に該当し、申請者が県へ許可申請中です。何かあった場合には、県の環境管理事務所の指導が入ると思います。農業委員会事務局でも許可後の経過観察を注意して行って行きたいと考えています。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員 4 名の挙手あり)

不許可相当と農業委員会が判断する場合は、判断理由を述べるようになります。こういった理由で不許可としたのかというのを、

農業委員会の意見を集約したいと思います。また、今回の申請に対する農業委員会の意見を付して不許可相当と進達した後、県で問題がなければ許可となる可能性はありますのでご了承願います。そうした中で委員皆様のご意見をお願いします。

(委員より挙手あり)

議長 はい、どうぞ。

10 番 10 番田幡です。環境管理事務所が対応する話も出ましたが、役場の環境課にも農業委員会が許可した後で情報共有をしてもらいたい。先ほど杉田委員さんからもあったように他市町村では、急に大きな山になり、それが崩れてくる事があり、結果として住民が困るという事例が多発していますのでそういった事も含め確認出来ればと思います。そういった事にならないように環境課がどういった対応をするのか。図面を見る限り許可せざるを得ないと思われるが、その先が心配となりなかなか賛成が出来ないといった感じでもある。また、図面では敷地内排水となっているが、残土の上に降った雨水がどのように流れるのか分かりません。このような事も含め、環境対策としてどのような指導ができるのかといった事も説明いただかないとなかなか判断する訳にはいかないと思うので再協議も必要と考えます。

議長 ほかにございますか。(委員より挙手あり) はい、どうぞ。

13 番 13 番農業委員吉田です。近隣の方々に対する説明会等は残土だとならないのですか。保育園も近くにあり親御さんたちの心配の種になるのではないのですか。説明されているのであれば問題ないと思いますが、いかがでしょう。

議長 事務局、回答を。

事務局 ご説明させていただきます。盛土の関係ですが、今回は県の盛土規制の担当部門が許可権者となり経過観察していくことになるかと思います。事務局では許可後どのような対応を県がするのかといった点についてまだ確認が取れてないので確認をさせていただきます。また、雨水処理は理由書にあった通り、敷地全体を砂利敷きにして敷地内浸透とし、敷地の周りには万能板で敷地

内全て囲う事で敷地外に雨水が出ないようにすると共に防音対策をするという説明がされています。図面では判り難いと思いますが、理由書に記載してあります。

議 長 ほかにございますか。（委員より挙手あり）はい、どうぞ。

6 番 6 番吉田です。この土地は何年も経っているが埋立地です。東側にある〇〇〇から申請地まで約 2 ～ 3 m 埋め立てられていると思います。また、東側には〇〇〇もあり車両の出入りが多い地区でもあります。申請地北にある山林の更に北側には、〇〇〇地区との境に町の大きな水路があり、残土が入ってしまうと問題になるため、申請地の北に当たる山林側との境に土留めが必要と思います。申請地南側の道路も建設課との協議もあると思われます。このため、今回は全部否決ではなくて保留し再度協議していくのが良いのではないですか。

（事務局より挙手あり）

議 長 事務局、どうぞ。

事 務 局 道路の出入りの件ですが、建設課に確認したところ縁石もなく歩道もないため、今回は開発行為にもならないということで特に施工承認等の手続きは不要だということをお伺いしております。また、皆様にご心配されている部分がございますので、そういったものを再度確認し、よろしければもう 1 回、再度中身を確認して総会に諮るというのも一案なのかなと思いますが、委員の皆さまに決めていただければと考えますのでよろしくお願い致します。

議 長 ほかにございますか。（委員より挙手あり）はい、どうぞ。

10 番 10 番田幡です。この図面で示されたような盛土であれば問題ないが、図面のようには多分ならない。持ってくる土はほぐされているから透水係数も非常に良いので浸透しますが、土の盛り方によっては表面を流れてしまい周りに被害が出る。そういう状態になり住民が気づいた時に間に合わない、住民に被害が出ちゃってから行政が対応するといった形になる。今、そういった事の心配が我々にはあります。同時進行で被害想定対策ができれば農地

法としては問題ないと思います。そのところをクリアするために先ほどこから出ているように今回は保留とし、そういった説明の聴取や環境事務所とも調整し同時進行させるような形でこれを許可に持っていくという方向の方がよろしいかと私は思います。

(事務局より挙手あり)

議長 事務局、どうぞ。

事務局 農転の許可基準に関係他法令の見込みの項目があります。宅地造成及び特定盛土等規制法に関する申請も行っているため農転許可を行う県の担当部門でも確認を行います。事務局でも盛土等規制法に関し県に土の盛り方や量、計画が適正であるか等、確認をして報告させていただきます。

(委員より挙手あり)

議長 はい、どうぞ。

10 番 10 番田幡です。同時進行しないとしても、調整し見通しを付けて提案していただきたい。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 調整が行える場合には同時進行が行えるように調整を行って行きたいと考えます。

議長 他にありませんか、よろしいですか。今までの質問や協議の中で不明な箇所である通学路の確認、雨水の処理の確認、盛土量についての処分量、盛土方法等の確認、宅地造成及び特定盛土等規制法といった点を確認したいといった事から保留し再審議すべきといった意見が複数ありました。このため再度、採決を取りたいと思います。議案第 24 号番号 2 については保留し再審議ということでよろしいですか。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 24 号番号 2 については保留し再審議とします。

議長 続きまして議案第 24 号番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号3を説明させていただきます。同じく議案書は3頁、図面は議案第24号資料3－①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は、2筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、341㎡、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、63㎡、2筆合計404㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇大字〇〇〇×××番、□□□様です。譲受人は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

5番 4班班長5番の大嶋です。現地調査の結果につきまして報告いたします。8月18日、火曜、午前7時30分より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、担当委員であります飯塚委員に説明をお願いいたします。

2番 4班2番の飯塚です。担当委員でありますので説明いたします。申請地は、〇〇〇を南に向かい〇〇〇を渡り、×××m位行った十字路を右折し、×××m位行った丁字路を左折し、×××m位行った右側にあります。土地選定理由書がありますので、先に読ませていただきます。申請地、〇〇〇県〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××番×××、地目畑、面積404㎡。私は現在、〇〇〇県〇〇〇市にある実家に住んでおります。仕事は〇〇〇市〇〇〇にある〇〇〇に勤務しております。今般、結婚をするにあたり、勤務先へ容易に行ける場所である比企郡滑川町で住宅を新築したく土地を探していたところ、地主のご厚意により上記申請地を購入する契約が整いました。申請地は、〇〇〇が近く、〇〇〇で容易に実家へ行ける場所であり、何かあった

時などにすぐに行ける他、〇〇〇などの店舗も近くにあり、住宅街で静かに過ごせる場所であるため、普段の生活環境を考えると良い場所だと思っております。資金につきましては、自己資金および住宅ローンを考えております。以上の理由により上記土地に専用住宅を新築したく申請いたしますのでよろしくお願い致します。□□□。候補地は他に3件あり、商談に入る前に仮契約されたのが2件。もう1件は大通り交差点近くで騒音がひどいので断念とあります。□□□氏が所有する土地計画法34条11号に該当する農地を、□□□氏が購入し、所有権移転し、自己用住宅を建設するための5条申請です。面積は404㎡です。申請書に、土地利用計画図、建設計画図、排水施設計画平面図が明確に示されており、排水計画は合併浄化槽により土壌蒸発散処理になっております。雨水に関しては敷地内浸透式であります。転用することによって、万一被害が生じた場合は責任を持って対処するとのことです。事務局より以下の内容の連絡を確認しております。一つ目は、資金調達計画書について正式な見積もりの提出、二つ目は、隣地である〇〇〇×××番×××所有者の同意書の提出。三つ目は、隣地農地〇〇〇×××番×××と×××に対する雨水等の被害防止措置です。調査の結果、この転用についてはやむを得ないと考えます。以上です。

議長 ほかにございますか。

推進委員 〇〇〇地区、推進委員の□□□です。申請地は、農業振興地域外の場所にあり、宅地化が進んでいった所です。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上です。

議長 ほかにございますか。ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 24 号番号 3 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 議案第 24 号は以上となります。

議長 日程第 4、議案第 25 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。今月の届出案件は 1 件、286 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、説明させていただきます。議案書の 4 頁、議案第 25 号資料 1 と記載されているものをご用意下さい。番号 1、所在地は、〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、286 m²になります。位置については議案第 25 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇町×××、株式会社□□□代表取締役□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、建売住宅 1 棟を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは議案第 25 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 8 年第 6 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございます。

ました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、杉田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 今日はこれから、だいぶ暑くなるらしいのですが、慎重審議ありがとうございました。令和8年第6回総会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。以上を持ちまして第6回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年9月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 吉田 利好

署名委員 齋藤美津子